

桂川町誌編さん基本方針

令和6年2月13日 策定

1 編さんの目的

既刊「桂川町誌」は古代の土師郷やかつての桂川村の史実、更に当時の町の現状を詳述したものとして昭和42（1967）年に刊行された。

「桂川町誌」刊行から50年以上が経過し、桂川町は炭鉱の閉山による人口激減、「平成の大合併」の時期における旧飯塚市・山田市・嘉穂郡8町の合併協議と離脱といった時代の転換期を乗り越えてきた。その間も桂川町は様々な課題に取り組み、企業の誘致による人口流出の抑制及び産業構造の再構築、JR篠栗線の電化及び桂川駅舎の改築、国指定特別史跡王塚古墳の保存と活用、桂川町役場庁舎・公民館の移転、学校施設や総合体育館、総合福祉センター等の住民福祉の向上に資する公共施設の整備等をとおして住みよいまちづくりを推進している。

しかし、近年では全国的な人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変遷や、調査研究などによる歴史認識の新しい解釈などが進み、また現存している貴重な資料の散逸や郷土の歴史や文化を継承する機会の減少が懸念されている。

郷土の歴史や文化を記録し、改めて見直すことにより町民の地域に対する理解と郷土愛を深め、町民共有の財産として後世に伝える必要があることから新たに「桂川町誌」を編さんする。

2 趣旨

本基本方針は、町誌編さん事業の遂行にあたり、その方向性を示すとともに、町誌編さん事業のよりどころとするために策定するものである。

3 編さん方針

- (1) 歴史的な内容を網羅しつつ、貴重な資料の散逸や消失を防ぎ、本町の歴史的・地域的・文化的な特性を考慮した、特色ある編さんに努め、町民共有の財産として整理保存し、後世に継承する。
- (2) 町民が郷土を学ぶ教材として広く活用し、郷土に対する愛着心や誇りを育むとともに、町民生活や今後のまちづくりへの手引きとなる歴史的事実を記録した資料として編さんする。
- (3) 昭和42年刊行の「桂川町誌」の歴史部分について各分野における最新の研究成果等を反映させ、コンパクトにまとめたものを掲載する。また、既刊「桂川町誌」との間に記述の空白を生じさせないため、各項目の記述範囲の終わりである昭和39年頃から起筆する方法で編さんし、既刊から新刊へ桂川町の歩みをつなぐ。
- (4) 町民に広く親しまれ、活用される町誌とするため、客観的かつ平易で読みやすい

表現で記述し、写真や図を効果的に取り入れることに努める。

- (5) 町内外を問わず町誌編さんに係る資料調査及び研究を行い、公共の刊行物として歴史的考証・検証に基づいた編さんに努める。
- (6) 将来のまちづくりへの手引きとなる町誌編さん事業の意義を広報紙等の様々な情報媒体を通じて広く町民等に周知し、資料の提供や聞き取り調査などへの各種協力を町内外に呼びかける。
- (7) 編さんの過程で収集した資料は、編さん後も可能な範囲で活用できるよう、適正な保存管理に努める。

4 編さん体制

(1) 桂川町誌編さん事業推進本部

町長、副町長、教育長並びに課等の長の職にある者をもって構成し、町誌編さんの基本方針及び編さん計画の策定、その他町誌の刊行に必要なことについて協議する。

(2) 桂川町誌編さん協力員

桂川町の歴史に関し識見を有する地域住民その他町長が必要と認める者をもって構成し、町誌の刊行に必要な事項について、助言・提言する。

(3) 事務局

本事業の事務局は、企画財政課に置き、町誌編さん事業に関する一連の事務を処理する。

5 編さん期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

6 構成

桂川町誌は、自然・人口・地理等を記述した桂川町の概要、原始・古代・中世・近世・近代を記述した桂川町の歴史概観、行政・産業・建設・教育・福祉等を記述した現代編、各地区の祭典や行事等を記述した民俗資料編等の項目を中心に構成し、国指定特別史跡王塚古墳については、別に章立てをし、詳述する。また、統計資料・年表等も掲載する。

7 外部委託

編さん事業に係る執筆・調査等の業務について、外部に委託したほうが効率的であると考えられるものについては、委託することができる。

8 その他

- (1) 本基本方針は、資料収集や調査研究の進行状況等により、適宜見直すことができる。
- (2) 資料活用の利便性を図るため、町誌及び収集した資料のデジタル化を検討する。また、町民への町誌の頒布方法については、刊行形態等を含め十分に検討を行う。

- (3) 町誌編さん後に学校教育等で広く利活用できる学習版について制作検討を行う。
対象は小学校高学年程度とする。